

# 平成30年 第10回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第10回総会
- 2・日時 平成30年10月1日(月) 午後15時～16時00分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室
- 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について 1件
- 議案第5号 非農地証明願いについて 1件
- 議案第6号 田畑転換等農地の形状変更届けについて 2件
- 議案第7号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について 1件
  
- その他 食と農業まつりについて

## 5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	川尻 宗代	6	○	山口 則久
2	○	古川 法秋	7	○	廣 和隆
3	○	山口 輝雄	8	○	堀 哲男
4	○	田代 美由紀	9(副会長)	○	岩永 嘉之
5(会長)	○	藤 俊信			

## 最適化推進委員

百武 孝	福田 美登志	佐藤 春孝	藤井 和義
福島 晴人	力武 善次	久保田 保幸	田代 修一

## ○農業委員会総会議事録

### ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成30年第10回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

### ○会長挨拶

皆さんこんにちは。昨日の台風24号が大分県側を通過し安心したところでしたが、私の圃場の夢しずくが倒伏してしまいショックを受けたところです。また、25号が発生していて同じコースを通過するという予報で心配されます。

本日は、審議事項が非常に多くあがっていますので慎重に審議をお願いします。

### ○事務局

只今の出席委員は9名中9名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

### ○議長（会長）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、8番（堀 哲男）、1番（川尻 宗代）委員をお願いします。

日程第2 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請1番について議題とします。関連がありますので申請2番も同時に審議したいと思います。

事務局より、説明をお願いします。

### ○事務局

～議案書を朗読～

譲渡人は農地を処分したいとの意向からの申請です。

## ○議 長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○2番委員

申請地は、〇〇〇と〇〇〇との境で〇〇〇沿いの農地となります。私の農地の傍にあり、農地には果樹を植えてあり草刈管理のみを行われています。受人となられる〇〇〇さんは、写真にもありますように隣接地にてハウス栽培も行われていますので、問題ないかと思われます。もう一つは、〇〇〇下の圃場で実際は1枚ですが、3筆の割地になっています。こちらも草刈管理だけで管理が大変だと〇〇〇さんがよく言われていましたので、今回の申請された事で作業軽減にもなられ、受人の〇〇〇さんも周囲を拡張されているので有効活用がなされるかと思われます。

## ○議 長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は別々に行いたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可されました。

続きまして、申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請2番は、許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

住宅に進入するにあたり、隣接地の一部を借りて進入しているため、専用の進入路を設けたいとの事です。

## ○議 長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○2番委員

申請地は、〇〇〇の〇〇〇から入って西へ700メートルほど行った所から右折し300メートルほど入った場所になります。写真を見ていただきま

すとお分かりになりますとおり左右に家があり、ほとんど左側のお宅を通過して自宅へ入られているような現状となっております。以前から話が出ていました分筆も終わり申請をしたいという事です。道から直ぐの農地は田んぼではありますが、苗床にして夏場の耕作はありません。水路も有りますが、事前に建設課への届出もなされていて問題ないかと思われます。

## ○議 長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可されました。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

段差を無くし、車椅子での移動がスムーズに出来るようにしたいという事です。残地は家庭菜園とされるそうです。

## ○議 長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○2番委員

申請地は、〇〇〇の〇〇〇から西側へ300メートルほど行った道沿いとなります。受人の〇〇〇さんは車椅子生活で介護サービスを利用されているんですが、現状では介護サービス車両が横付けするのは狭く感じました。隣接地の相談が出来たという事からの申請で問題ないかと思われます。

## ○議 長（会長）

地元委員の福島さん補足説明はありませんか。

## ○最適化推進委員

1年ほど前から車椅子を使用されています。玄関前が狭く急で現状では車の乗入が難しいですね。

## ○議 長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○6 番委員

住宅・倉庫の面積は既存分ですか。

## ○事務局

そうです。

## ○議 長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第4号農地法第5条の許可申請2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします

## ○事務局

～議案書を朗読～

譲渡人は町外在住であり、申請地も不耕作地であったため、有効利用を計りたいとの意向です。

## ○議 長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○9 番委員

申請地は、〇〇〇へ向う県道で〇〇〇へ入る手前から右側へ100メートルほど入った道沿いの場所となります。周辺の農地も不作付け地が多く問題はないかと思われます。

## ○議 長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請2番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の許可申請3番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします

## ○事務局

～議案書を朗読～

住宅に隣接している狭小な土地です会合時などの関係者駐車場としたいとの事です。

## ○議 長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○2番委員

申請地は、国道202号線の〇〇〇から100メートルほど〇〇〇の方へ向い、右側は〇〇〇で左側へ小道を入った奥になります。隣接する住宅を将来購入するにあたり駐車場となる場所を一緒に求めたいという事からの申請になっているようです。畑ですが、何を作付けされているかわからないくらい草が生い茂っている状態で、狭小でもあり駐車場には問題ないかと思われます。

## ○議 長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○6番委員

町道側には仕切りは有るんですか。

## ○議 長（会長）

境石がありましたね。計画はどうなっていますか。

## ○事務局

計画断面図でいくと、段が付くようになっています。

## ○議長（会長）

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による申請3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請3番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の許可申請4番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします

## ○事務局

～議案書を朗読～

申請地は数年間不耕作地となっています。周辺農地との境界には緩衝地を設け、影響の無いようにされるそうです。

## ○議長（会長）

説明がおわかりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○6番委員

申請地は、〇〇〇傍で国道202号線から〇〇〇線へ入った直ぐ右側の土地になります。田んぼではありますが、不耕作が続いていて米を作れるかどうかといった土地ですので有効活用としたら問題ないかと思われます。

## ○議長（会長）

地元委員の福田委員、補足説目はありませんか。

## ○最適化推進委員

隣接地も不作付け地で問題ないかと思われます。

## ○議 長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号 農地法第5条の規定による申請4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請4番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請1番について、議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

親子間の利用権設定です。以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

## ○議 長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

地元委員の福島委員、補足説明ありませんか。

## ○最適化推進委員

この案件は、農業者年金の経営移譲年金受給をされるための親子間の設定で、問題ないと思われます。

## ○議 長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 要請1番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により要請1番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして、議案第5号 非農地証明願申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。



## ○事務局

～議案書を朗読～

現地は倉庫が建っています。

## ○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○6番委員

申請地は、〇〇〇西側になります。住宅の倉庫が建っていて、農業用機械等を入れてあります。故人の建設で年数も経過していて致し方ないかと思われる。

## ○最適化推進委員

周囲には農地もなく問題ないと思われれます。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第5号申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により申請1番について、許可されました。

続きまして、議案第6号田畑転換等農地の形状変更届1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

先月、3条で取得された農地と所有農地を狭地だおしされ1枚にされます。

## ○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○6番委員

申請地は、事務局からも説明がありましたとおりに先月の3条案件にて許可が下りた土地になります。県道拡張工事にて狭小となった土地を有効活用するために1枚にされるという事です。水路の整備もなされていて問題ないかと思われます。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

地元の堀委員、補足説明はありませんか。

## ○8番委員

先月に引き続き現地を再確認してきましたが、問題ないかと思われます。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第6号届出1番について、受理することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成賛により届出1番について、受理いたします。

続きまして、議案第6号田畑転換等農地の形状変更届2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

笹藪になっていましたが、道並みにかさ上げし整地される予定です。

## ○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○6番委員

申請地は、〇〇〇の北側になります。東側にU字溝とすぼりの水路とがあります。耕作しやすくするために問題ないかと思われます。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第6号届出2番について、受理することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により届出2番について、受理いたします。

続きまして議案第7号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について、説明します。

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標と方法について定めるようになっております。9月の総会の折にその他の項で、事前に指針案をご提示させていただき、説明を行ったところですが9月21日を目途に受けたところですが特に意見等はありませんでした。提示案のとおり、有田町農業委員会の農地等の利用の最適化の推進にかかる指針として制定してよいか提案をいたします。よろしくをお願いします。

## ○議長（会長）

これは、法律で決まっているんですね。

## ○事務局

はい。農業委員会に関する法律にて新体制に移行したら速やかに作成するようになっております。

## ○議長（会長）

この件について意見、質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○6番委員

第1の4項目にあります中山間地域の「農地以外の活用」とありますが、どういったものですか。

## ○事務局

植林とか、宅地になるのであればそういうもの。高齢化が進み後継者もないと言われる現状から無理に農地に再生してくださいとは言えないかと。有田町農業委員会として農地として再生を目指すのか、出来ない場合は非農地判断すると言った事かと。そうなると37ページの管内の農地面積が782ヘクタールの母体が減ることになります。

## ○最適化推進委員

クヌギ等を植林し、農産物を生み出す場合は。

## ○事務局

山林として管理をされるのか畑として管理をされるのかではないでしょうか。椎茸原木としてと言われるのであれば畑地でいいかと。林地にもクヌギは植える事がありますので。

## ○議長（会長）

農家の意向を聞く必要がありますね。

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第7号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、提案のとおり制定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により制定することにします。

(案)を削除してください。

その他、ございませんか。(なしの声)

これにて、平成30年第10回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、11月1日(木)の予定です。

(閉会)

総会 16時00分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 8 番

署 名 1 番

書 記 永尾 由美子

※署名につきましては、別紙原本にて行っています。

※この議事録は、公開用に作成をしている為、個人情報に配慮し公開しています。